

特定職種の問題について

1. 中間取りまとめの内容

第3 65歳までの定年延長について

6 特定の公務職場の取扱いについて

刑務官、海上保安官、入国警備官等、加齢に伴い就労が厳しくなる職務については、所管府省の人事担当者からは、「62歳くらいまでの定年が限度である。」、「60歳を超えると短時間勤務などの工夫が必要。」、「勤務が難しい職員に対する何らかの配慮が必要。」という意見が出されている。

これについては、次のような意見が出された。

- ・ 「特定の職場に勤務している職員についても職域開発をして別な仕事についてもらい、他の人と同じように雇用を継続するという考え方がある。」
- ・ 「特定の職場に勤務している職員は多くないので、こうした職員については、60歳で退職してもらい代わりに退職時から年金を支給するという考え方もある。対象となる公務員の数が少ないのであればそのような取扱いもあり得ると思う。」
- ・ 「自衛官の場合は、若年定年者について60歳に達するまで、特別の手当を支給している。自衛官は特別職ではあるが、同じ国家公務員なので類似性はある。」
- ・ 「地方自治体では、警察官や消防士など高齢期における勤務が困難な職種をかなり抱えており、これとの整合性も考えないといけない。」

さらに、「まず、全体として62歳までの定年延長をし、そこでこれらの職種についての高齢者の活用可能性を検証した上で、さらにどうするか検討すればよい。」という指摘もあった。

この問題については、まず一般職員の雇用と年金の連携の在り方を決めた上で、改めて検討する必要がある。

2. 論点

65歳までの定年延長に支障がある職種として、どのようなものを想定しておくべきか。

これまでに各府省等から取り上げられている職種

- ・ 刑務官（法務省）
- ・ 入国警備官（法務省）
- ・ 特別捜査部等の検察事務官（検察庁）
- ・ 税関の交替制勤務職員（財務省）
- ・ 看護師（厚生労働省）
- ・ 麻薬取締官（厚生労働省）
- ・ 航空管制官（国土交通省）
- ・ 予報、観測、地震、通信業務の交替制勤務職員（気象庁）
- ・ 船舶運航業務（気象庁）
- ・ 自然保護官（環境省）

諸外国における状況

諸外国国家公務員の定年の特例の状況については、別添1のとおり。

以上を踏まえると、例えば以下のような事由から、職員を60歳を超えて勤務させることにより公務運営上支障が生じるものを対象職種として想定することができるが、事由として合理的か。

- ・ 国民生活の安全の確保等のため、職務遂行上、体力・運動能力・敏捷性等や、継続した集中力・注意力等が必要である。
- ・ 交替制勤務や深夜勤務、不規則な勤務など、勤務形態に一般の職員とは異なる特殊性がある。
- ・ 同一の職種の中で高齢職員でも勤務可能な他の職務を用意することが困難である。

ただし、具体的にいずれの職種が該当するかについては、それぞれの職種の職務の特殊性等を勘案する必要があり、また、一般の職員の取扱い及び特定職種に対する以下の措置を踏まえて今後精査していく必要がある。

特定職種の職員の処遇としてどういった対応が考えられるか。

現時点における各府省の考え方

各府省からは、65歳までの定年延長が困難な職種に係る60歳以降の雇用の在り方について、「60歳前後で65歳まで勤務可能な他の職域に異動し、65歳で定年退職」と「60歳で定年退職とし、以降は65歳まで希望者のうち一定の基準に該当する者全員の再任用」が挙げられている。

職員側の意識

- ・ 人事院が行った「国家公務員の60歳代前半における生活・就労等意向調査」によると、60歳から65歳までの公務内での継続雇用制度として適当と考える制度について、65歳までの定年延長が適当と回答した者が全体では65.0%であるのに対し、刑務官や航空管制官、海上保安官といった職種の職員に限ると53.0%となっている。反対に、現行の60歳定年と再任用の組合せが適当と回答した者が全体では12.4%なのに対し、刑務官等に限定すると、21.8%となっている。
- ・ また、刑務官等に雇用と年金の連携を図るために適当と思う措置を尋ねたところ、配置転換を行い65歳まで雇用することが適当と回答した者は21.2%にとどまり、定年退職時からの年金支給や一時金の加算措置を設けることが適当と回答した者が54.7%と多くなっている。【別添2】

特定職種に係る再任用導入時の議論と現在の実施状況

- ・ 現行の再任用制度を導入する際にも特定職種の取扱いについて議論されたが、公務の能率的かつ適正な執行に配慮しつつ、現行の業務運営、職務編成等の見直し、職場環境の整備等を行うことにより、できる限り、特定職種における60歳台前半の雇用機会を拡充し、他の職種との均衡を図ることに努めることとされた。
- ・ これを受けて特定職種についても他の職種と同様に再任用が行われており、近年、公安職俸給表(一)の適用を受ける職員(刑務官、皇宮護衛官等)や公安職俸給表(二)の適用を受ける職員(海上保安官等)の再任用職員数が増加している。【別添3】

業務運営等の見直し、配置上の工夫等

- ・ 以上を踏まえると、これらの職種についても、まずは業務運営等の見直しや配置上の工夫等により65歳まで(あるいはそれより前の一定の年齢まで)の定年延長ができないか今後検討していくことが必要ではないか。
- ・ もっとも、高齢期雇用への対応のための部門を異にする配置転換については、60歳前後から新たな業務に従事させることとなる可能性が高く、公務の能率的な運営の観点を含め現実的に機能するかどうかという問題があるのではないか。【別添4】

再任用での対応

- ・ 特定職種の高齢職員については、一律に定年延長を行うことは難しい場合であっても、再任用によって65歳までの継続雇用を確保することができないか。この場合、の退職給付の特例措置が設けられないとすれば、再任用を行うことを義務化することを考えるべきか。
- ・ ただし、特定職種に係るフルタイム勤務の再任用については、定年延長と同様の問題があり、実際に考えられるのは短時間勤務の再任用か。その場

合、再任用職員としての給与のみで十分かどうか問題となり、いずれにせよ の退職給付の特例措置の検討が必要か。

- ・高年齢者雇用安定法の定める高年齢者雇用確保措置は、船員を除き例外なく適用されることとの関係をどう考えるか。

60歳以降の就労が難しい場合に、退職給付において何らかの特例措置を設けることについてどのように考えるか。

参考例

ア 自衛官の若年定年退職者給付金

- ・自衛官の定年は、自衛隊の精強性等の点から階級や官職に応じて53歳～62歳の間で定められている。
- ・以前は、共済年金制度の中で、自衛官に対しては55歳から年金を支給する特例を設けることにより措置してきたが、特例を維持し続けた場合に自衛官の共済保険料の掛金負担が過大なものとなることが予測されたため、若年定年制から生じる不利益を補う政策的給付として平成2年度から若年定年退職者給付金を支給する制度に変更された。
- ・自衛官として20年以上勤続し、定年退職した者又は定年以前1年内に勸奨等により退職した者が制度の対象となっている。
- ・自衛官の若年定年年齢と一般の国家公務員の定年年齢である60歳との差1年につき退職時俸給月額の6ヵ月分を一時金として支給する。
- ・所得による支給額の調整がある。

イ 過去の年金の支給開始年齢の特例

- ・警部以下の警察官及び皇宮警部以下の皇宮護衛官等については、昭和54年の地方公務員等共済組合法の改正によって一般の職員の年金支給開始年齢が55歳から60歳に引き上げられた際、その職務の特殊性、困難性にかんがみ一般の職員と同様に取り扱うことは妥当でないこと等から年金支給開始年齢の60歳への引上げが見送られたが、その後公務員に対して60歳定年制が導入されたこと等を受けて、昭和60年の地方公務員等共済組合法改正によって一般の職員から6年遅れで60歳への引上げが行われた。このため、現在の65歳への年金支給開始年齢の引上げのスケジュールについても6年遅れとなっている。
- ・厚生年金の第3種被保険者（坑内員・船員）について、従前は他の被保険者と異なり、体力的に55歳以降の就労が難しいこと等の理由により、55歳から年金が支給されていたが、平成6年に基礎年金の支給開始年齢を65歳に引き上げた際に、他の被保険者との均衡を考慮して、第3種被保険者の年金支給開始年齢も60歳に引き上げることになり、更に平成12年の改正に

より一般の被保険者と同様、年金支給開始年齢を65歳に引き上げるようになった。

ウ 退職共済年金の長期加入者特例

- ・平成6年に基礎年金の支給開始年齢を65歳に引き上げた際に、費用の負担と配分の観点から長期間年金に加入している者まで年金の支給開始年齢を引き上げることは適当ではないとの考えから長期加入者特例が設けられたという経緯があり、現在も経過措置として昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者で、退職しており（共済の組合員ではなく）かつ、組合員期間が44年以上ある者は、特別支給の退職共済年金（厚生年金相当額）の受給要件を満たしたときに、老齢基礎年金に相当する定額部分を合わせて受け取ることができることとされている。

特別支給の退職共済年金の受給要件
昭和36年4月1日以前に生まれた者で次の要件を満たすもの
60歳以上であること（昭和28年4月2日以後に生まれた者については、生年月日に応じ、61歳～64歳）
1年以上の組合員期間を有すること
組合員期間等が25年以上であること

- ・船員については、従前は各種年金制度間で通算制度がなかったことから組合員期間を有利に計算する取扱いがなされていたという経緯があり、現在も経過措置として平成3年3月31日までに船員としての勤続期間を有する者の組合員期間の計算においては、組合員期間の月数に一定の割合を乗じて得た月数をもって船員としての勤続期間に係る組合員期間の月数とすることができることとされている。

組合員期間の計算の特例の算定方法
昭和61年3月31日まで：船員としての勤続期間×3分の4
昭和61年4月1日～
平成3年3月31日：船員としての勤続期間×5分の6

留意点

- ・過去に、船員や警察官について、職務の特殊性から年金の支給開始年齢に特例を設けた例はあるが、現在は他の職種と同じ取扱いとされているという現状の下で、公務における特定職種に対して、年金の支給開始年齢を前倒しする等の年金支給の特例措置を設けることについてどのような条件があれば理解が得られるか。
- ・60歳を超えて勤務することが困難であることの合理性が認められるのであれば、自衛官の若年定年退職者給付金相当の措置に対しては、理解が得ら

れるか。

- ・ 民間の類似職種との関係をどう考えるべきか。
- ・ この問題は、対象職種や措置内容によっては、地方公務員等にも影響することが考えられる。

以 上